

公正な M&A の在り方に関する指針(案) の概要

執筆者：弁護士 茂木 諭

June 2019

In brief

経済産業省が 2007 年に「企業価値の向上及び公正な手続き確保のための経営者による企業買収(MBO)に関する指針」(以下「MBO 指針」といいます。)を策定してから 10 年余りが経過し、その間、多くの MBO を含む M&A が検討・実行されました。その中で、公正な M&A についての議論と理解が深められ、これを実現する上で有効な実務上の対応について多くの実務上の経験が蓄積されてきており、MBO 指針の見直しについて検討する時期に来ているとの指摘がなされています。また MBO 事例に加えて、当時の MBO 指針についても触れられている、構造的な利益相反の問題等が認められる支配株主による従属会社の買収などの取引類型についても、その意義と課題に関する論点を整理すべきとの主張がなされてきました。

こうした問題意識を受け、経済産業省は MBO 指針策定後の実務の蓄積や環境変化等を踏まえて、2018 年 11 月に、会社法研究者、実務家等の有識者により構成される「公正な M&A の在り方に関する研究会」(座長: 神田秀樹学習院大学大学院法務研究科教授)を立ち上げ、2019 年 4 月まで 7 回にわたる開催を通じて日本の M&A を公正・健全な形で更に発展させていく観点から検討を行ってきました。これらの議論を踏まえて、MBO 及び支配株主による従属会社の買収を中心に、日本の企業社会において共有されるべき公正な M&A の在り方として、原則論を含めた考え方の整理と、その考え方に基づいた実務上の対応について改めて提示するために、MBO 指針の改訂として新たな指針の策定を進めており、第 6 回(2019 年 4 月 5 日開催)及び第 7 回(同月 19 日開催)において、「公正な M&A の在り方に関する指針(案)」(以下「本指針案」といいます。)を作成しています。

本ニュースレターでは、本指針案において議論されている論点等の概要を紹介します。

In detail

1. 本指針案の意義と位置付け

本指針案の目的は、MBO 及び支配株主による従属会社の買収を中心に、主にプロセス面から、日本の企業社会における公正な M&A の在り方を提示するものとされています。また、本指針案は、MBO 指針の位置付けを基本的に受け継ぐものとされており、具体的には、M&A を健全に発展させるためにはどのような点に留意することが適切かという観点から提案されたものであり、M&A に新たな規制を課す趣旨ではありません(すなわち、MBO 指針策定後、日本の企業社会において形成してきたベストプラクティスを整理するものです)¹。

¹ したがって、本指針案は、後述する公正性担保措置の実施と M&A の適法性・取締役の責任との関係を整理することを直接的に意図したものではありません。もっとも、指摘されているような公正性担保措置が実効的に講じられていれば、実質的には取締役の責任が認められる可能性は低くなるものと想定されます。

2. 原則と基本的視点

本指針案では、まず、①MBO 及び支配株主による従属会社の買収の意義と課題に関する論点整理と、②買収対価についての基本的整理を行い、これを通じて、③両取引を行う上で尊重されるべき原則と、④その原則の実現に向けて実務上の対応を検討する際の基本的な視点を明らかにしています。

(1) MBO と支配株主による従属会社の買収の意義と課題

MBO 及び支配株主による従属会社の買収には、対象会社にとっては、資本市場における短期的圧力を回避した長期的思考に基づく柔軟な経営戦略や、大胆な構造転換を伴う「選択と集中」を実現しやすくなるという経済的意義があり、また対象会社の株主にとっても、市場株価を超える価格での株式売却の機会が提供される可能性があるという意義が認められます。

他方で、MBO 及び支配株主による従属会社の買収においては、相互に独立の当事者間で行われる通常の M&A と異なり、①MBO については、対象会社の取締役が、より安く株式を取得したいという意向を持つ買主としての立場を併せ持つという取引の構造上、また②支配株主による従属会社の買収については、株式の買主である支配株主が株主総会における議決権の行使等を通じて従属会社の経営に一定の影響力を及ぼし得るという関係上、いずれも利益相反関係が生じることになります。加えて、③いずれの取引形態においても、株式の買主である取締役等や支配株主は、売主である一般株主に比べて対象会社の正確かつ豊富な情報を有しているという、情報の非対称性が存在しています。

このような構造的な利益相反の問題と情報の非対称性の問題から、一般株主の利益より買収者の利益が優先され、一般株主に不利な条件で M&A が行われるという懸念が指摘されているため、これを払拭するために、M&A を行うプロセスや株主に対する情報提供に際して特段の配慮と実務上の工夫を行い、企業価値の向上と公正な取引条件の実現を担保することが求められるとしています。

(2) 買収対価に関する基本的な整理

企業価値の向上と公正な取引条件の実現を検討する前提として、M&A に際して実現される価値や、一般株主が受けるべき利益についての考え方を整理すると、まず、M&A に際して実現される価値は、理論的には、①M&A を行わなくとも実現可能な価値と、②M&A を行わなければ実現できない価値の 2 種類があります。このうち、①の価値は、一般株主を含む全ての株主がその持株数に応じて享受すべきものであると考えるのが自然ですが、②の価値であっても、買収者が享受すべきであると共に、M&A によってスクイーズ・アウトされる一般株主もその然るべき部分を享受するのが公正であると考えられます。

もっとも、実際の案件において、上記の価値を客観的かつ厳密に区別・算定することは困難であり、理論的な概念整理から直ちに実際の案件における妥当な買収対価の算定方法を導くことや、市場株価と比較してどの程度プレミアムを乗せれば公正といえるかといった一義的・客観的な基準を設けることは困難と言えます。従って本指針案では、取引条件の公正さを手続的に担保するための手続きの在り方について指針を示し、こうした手続きを通じて M&A を行うことにより、一般株主が受けるべき正当な利益を確保すべきと考えています。

(3) M&A を行うことでの尊重されるべき原則

以上の議論を踏まえると、M&A において尊重されるべき原則として、望ましい M&A とは、①企業を向上させるものであり（第1原則）、また②公正な手続きを通じて行うことにより、一般株主が受けるべき利益が確保されるべき（第2原則）という2つの原則論が導き出されることになります。

このうち、第1原則が通常の M&A 一般にも共通するものであるのに対して、第2原則は、特に MBO と支配株主による従属会社の買収において重要なものと考えられます。また両原則の関係は、まず企業価値の向上という第1原則を満たすことを前提に、第2原則に則って、これを実現するに当たっては公正な手続きを通じて行うことにより一般株主の利益を確保することが求められる、という関係に立つものと考えられます。

(4) 公正な手続に関する基本的な視点

このように、MBO 及び支配株主による従属会社の買収において存在する構造的な利益相反と情報の非対称性の問題に対して、一般株主の利益の確保を図るためにには、公正な手続きを通じて行うための特段の実務上の対応(公正性担保措置)を講ずることが望ましいと言えます。

この公正性担保措置を検討するに際しては、①取引条件の形成過程における独立当事者間取引と同視し得る状況を確保すること、すなわち、構造的な利益相反や情報の非対称性の問題に対応して、企業価値を高めつつ一般株主にとって可及的に有利な条件で M&A が実施されることを目指して合理的な努力が行われる状況を確保すること、および②一般株主による十分な情報に基づく適切な判断の機会を確保すること、という 2 つの視点が重要になります。

3. 公正性担保措置

以上の原則と基本的視点を踏まえて、本指針案では、MBO 及び支配株主による従属会社の買収における公正性担保措置のうち、一般的に有効性が高いと考えられる典型的な措置について、その機能や望ましいプラクティスの在り方を整理しています。

なお、公正性担保措置については、あくまでも取引条件の公正さについて一義的・客観的な基準を設けることが困難であることを踏まえて、手続的に担保するための手段を整理したものであり、常に全ての公正性担保措置を講じなければ公正な取引条件の実現が担保されないというわけではありません。案件に応じて、その構造的な利益相反・情報の非対称性の問題は様々であり、程度の差や特段の事情もあり得ることからすれば、個々の M&A の具体的な状況に応じて事案に即した適切な公正性担保措置とその組み合わせを判断し、実施することが、全体として取引条件の公正さを担保するという観点から重要であると考えられます(なお、MBO と支配株主による従属会社の買収の違いについては、前述のように構造的な利益相反と情報の非対称性の問題状況は同一ではありませんが、公正な取引条件の実現を担保する必要があるという点において一般的・類型的な差異があるわけではないため、個別の M&A を検討するに当たり考慮すべき具体的な状況の一要素と考えることが適当とされています。)。また、これに加えて、公正性担保措置は単に外形を整えるだけでなく実効的に機能を発揮する必要があること、企業価値を増加させる望ましい M&A について阻害的になったり過度に委縮的にさせないことも重要であると指摘されています。

次に、本指針案で述べられている各公正性担保措置について、概要と位置付けを説明します。

(1) 独立した特別委員会の設置とその意義

① 意義及び公正性担保措置としての有効性・必要性

独立委員会は、構造的な利益相反が対象会社の取締役会の独立性に影響を与えるような場合に、企業価値の向上及び一般株主の利益を図る立場から、本来取締役会に期待される役割を補完・代替する独立した任意設置の合議体を意味します。従って、特別委員会は、公平中立というよりは、対象会社及び一般株主の利益を図る立場に立って、取引条件の妥当性及び手続の公正性について検討・判断を行うことが期待されるものであり、これが有効に機能した場合には、構造的な利益相反、情報の非対称性の問題の解消に資する公正性担保措置として高く評価されるものと考えられています。加えて、特別委員会は、個別の M&A においていかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を行う役割を担っています。これらを踏まえると、MBO や支配株主による従属会社の買収において取引条件の公正さを担保する上で、特別委員会を設置する必要性は特に高いとされています。

② 特別委員会が有効に機能するための実務上の工夫

特別委員会の設置に際しては、特に、①構造的な利益相反の問題が大きく、対象会社の取締役会の独立性への懸念が特に大きい場合や、②積極的なマーケット・チェックの実施や、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定等の他の公正性担保措置を講じない場合には、特別委員会の実効性を高めるための工夫を積極的に講じることが重要となります。

例えば、委員構成については、(a)高度な独立性が求められるため、(i)買収者からの独立性(会社法上の社外性の基準を踏まえると、少なくとも過去10年内に支配会社の業務執行取締役等の地位に就いたことがない者であることが望ましい)及び(ii)M&Aからの独立性(当該M&Aとの関係で、一般株主は有しない重要な利害関係を有していないこと)について、個別の事案ごとに、委員候補者と買収者や対象会社との関係や当該M&Aとの関係等の具体的状況を踏まえて実質的に判断すべきとされています。

また、(b)委員の属性・専門性については、構造的な利益相反の影響を排除する観点から、社外者(社外取締役、社外監査役、社外有識者)で構成することが望ましく、とりわけ、選任経緯、法律上の義務・責任、事業の知見などを考慮すると、独立性を有する社外取締役が存在する場合は、原則として社外取締役のみで特別委員会を構成し、M&Aに関する専門性は外部アドバイザーから専門的助言を得ること等により補う形態が最も望ましいとされています(なお、いずれの社外取締役も独立性等の問題により委員とすることに支障がある場合には、次善の策として、社外監査役及び社外有識者のみで構成することも考えられます。)。

また、買収者との交渉に関して、特別委員会は、企業価値を高めつつ一般株主に可及的に有利な条件でM&Aが行われることを確保するためには、個別のM&Aにおける構造的な利益相反の程度や特別委員会の委員構成など、具体的状況に応じて、適切な方法・態様で買収者との取引条件に関する協議・交渉過程にも実質的に関与することが望ましいとされています。その方法としては、特別委員会に取引を拒絶する権限を付与した上で、①特別委員会が取引条件の交渉権限を付与されて自ら直接交渉を行うほか、②交渉自体は対象会社の社内者やアドバイザーが行い、特別委員会は適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、交渉について指示や要請を行うことなどが考えられます。

更に、特別委員会がその役割を十分に果たすためには専門的知見を有するアドバイザーの関与が重要であり、その形態としては、特別委員会が①自らのアドバイザーを選任する場合のほか、②対象会社の取締役会が選任したアドバイザー(なお、アドバイザーの独立性を確保するために、特別委員会にアドバイザーの指名又は承認権限を付与することなどの工夫があり得る)から専門的助言を受けることが考えられます。

加えて、買収者への情報の偏在を利用して一般株主に不利なM&Aが行われるなど、情報の非対称性の問題に対応する必要がある一方で、企業秘密等を含め一般株主に開示できる情報に限界があることを踏まえて、特別委員会の各委員が対象会社に対する秘密保持義務に服していることを前提に、特別委員会が、一般株主に代わり、非公開情報を含めて重要な情報を入手し、これを踏まえて検討・判断を行う方法を組み合わせることで、全体として重要な情報を踏まえた検討・判断が行われる状況を確保することが重要となります。

また、特別委員会がその役割を十分に果たすためには、(例えば社外役員が特別委員会の委員を兼務する場合は役員報酬に加えて)委員としての職務に応じた適切な報酬を支払うことを検討すべきとされています。

このような工夫を講じると共に、特別委員会について、①取引条件の形成過程全般にわたって公正性を担保する機能を果たさせるためにも、対象会社が買収提案を受けた時点以降可及的速やかに特別委員会を設置すると共に、②設置の判断、権限や職責の設定、委員の選定については、構造的な利益相反の影響を可及的に排除する観点から、対象会社の独立社外取締役や独立社外監査役がこれらのプロセスに実質的に関与することが望ましいとされています。

③ 対象会社の取締役会における特別委員会の判断の取扱い

特別委員会は任意の機関であるため、最終的には取締役会が意思決定を行うことになりますが、実効性の高い特別委員会を設置し、これが有効に機能した場合には、原則として、取締役会は、特別委員会の判断内容に依拠して意思決定を行うことで、その説明責任を果たすことができると考えられます。従って、取締役会が特別委員会と異なる判断を行う場合、取締役会は、その理由につき十分な説明責任を果たすことが求められるとされています。

④ 対象会社の社内検討体制

MBO や支配株主による従属会社の買収において、対象会社における取引条件の形成過程において構造的な利益相反の問題による影響を排除する観点からは、取締役会の決議に際して会社法上の「特別の利害関係を有する取締役」を排除するだけでなく、その前の検討・交渉段階も含めた初期段階から、特別利害関係を有する取締役を含め、一定の利益相反性を有する取締役等をその過程から除外し、可能な限り買収者から独立した立場で検討・交渉等を行うことができる体制を対象会社の社内に構築することが望ましいと考えられます²。

(2) 外部専門家の独立した専門的助言等の取得

① 法務アドバイザーからの助言の取得

公正性担保措置を講じることの意義・必要性を対象会社が十分に理解することを補助すると共に、特別委員会の設置や委員の選定等に関する考え方の整理について重要な役割を果たし得ると踏まると、初期段階から独立性を有する法務アドバイザーの関与を得て、その独立した専門的助言を取得することが望ましいとされています。

② 第三者評価機関等からの株式価値算定書等の取得

構造的な利益相反、情報の非対称性の問題に対応するためには、対象会社の取締役会又は特別委員会において、専門性を有する独立した第三者評価機関から株式価格算定書等を取得して判断の基礎とすることが望ましいと考えられます。

この点、株式価格算定の実務において、通常は、当該 M&A の実施を前提としない財務予測等に基づいて株式価値を算定するため、かかる算定結果から対象会社が合意すべき取引条件が一義的に定まるものではありません。従って、対象会社の取締役会又は特別委員会では、株式価値算定結果に加えて、算定の前提とされた事業計画の位置付けやその実現可能性、用いられた算定方法の特性、同種の M&A において一般に付与されるプレミアム（買収価格と従前の株式の時価との差額）の水準、当該 M&A を行わなくとも実現可能な価値、想定される当該 M&A による企業価値増加効果、代替取引の有無や内容等を考慮して、取引条件の検討、交渉及び決定を行うことが望ましいとされています。なお上記機能を果たすためには、第三者評価機関は当該 M&A から独立性を有することが重要であり、その独立性に懸念が大きい場合（例えば、対象会社側で株式価値算定を実施する第三者評価機関が、買収者に対して買収資金の融資も行う場合など）は、当該 M&A において第三者評価機関が得る報酬内容を開示するなど、独立性や利害関係について十分な説明責任を果たすことが求められると考えられます。

一方、フェアネス・オピニオン³については、具体的な取引条件の公正性についての第三者評価機関による意見表明であるという点において、取引条件の形成過程において構造的な利益相反及び情報の非対称性の問題に対応する上でより有効な機能を有し、また欧米等ではその取得が一般的なプラクティスであることから国際的な投資家を含む一般株主に対する説明責任も果たし得るものと考えられます。もっとも、①その評価の基礎が、通常は当該 M&A の実施を前提としない財務予測等に基づくものであること、②現在の日本における環境（一部の諸外国と異なり、フェアネス・オピニオンの発行に関する規制やルールは特段存在しておらず、不合理なフェアネス・オピニオンの発行を行った第三者評価機関の法的責任が追及される環境が十分に整っているとは言い難い）を踏まえると、その取得の必要性については、個別の M&A における具体

² なお、独立性の高い特別委員会が設置され、有効に機能している場合には、買収者の関係者という一事をもって取締役を検討・交渉過程等から除外すべきとまで考える必要はなく、例えば、現に買収者との間に兼任関係が存在する取締役等を除外すれば足りるとの整理も考えられると指摘されています。

³ 一般に、独立の第三者評価機関が、M&A 等の当事会社に対し、合意された取引条件の一般株主にとっての公正性について、財務的見地からの意見を表明するものを意味します。このように、第三者評価機関による意見の表明であり、かつ、意見の対象が当事者間で合意された具体的な取引条件の公正性であるという 2 点において、株式価値算定とは異なるものであり、対象会社の価値に関するより重要性の高い参考情報となり得ると考えられます。

的状況を踏まえて、対象会社の取締役会や特別委員会の判断に委ねることが適当であると考えられます⁴。

(3) 他の買収者による買収提案の機会の確保(マーケット・チェック)

M&Aにおいて、他の潜在的な買収者による代替的な買収提案が行われる機会を確保すること(マーケット・チェック)は、他の買収提案が対象会社の価値や取引条件の妥当性の参考情報になること、潜在的な対抗的買収提案の存在が対象会社の交渉力を強化するといった機能を有します。マーケット・チェックには、積極的なマーケット・チェック(潜在的な買収者の有無を調査・検討すること)と、間接的なマーケット・チェック(M&Aの公表後に他の潜在的な買収者が対抗提案を行うことが可能な環境を構築してM&Aを実施すること⁵)があります。

この点、買収者が支配株主か否かにより、マーケット・チェックが公正性担保措置として有効に機能するかにつき異なる状況が考えられます。すなわち、買収者が支配株主である場合(すなわち、経営者が支配株主となっているMBO及びそれ以外の支配株主による従属会社の買収の場合)は、買収の実行者である支配株主自身が第三者への売却に応じる可能性が低いという状況下で、真摯な対抗提案がなされることは通常は考えにくいため、マーケット・チェックが公正性担保措置として機能する場面は限定的であると考えられます。他方、買収者が支配株主ではない場合はマーケット・チェックが公正性担保措置として有効に機能する場合が多いと考えられます。この場合、間接的なマーケット・チェックでは検討に必要な時間や情報の制約などによる限界があり得ることを踏まえると、積極的なマーケット・チェックの方がより評価されるものと考えられています(なお、積極的なマーケット・チェックのM&Aに対する阻害効果の懸念や情報管理の問題を踏まえると、常に積極的なマーケット・チェックを実施することが望ましいとまではいえないと指摘されています。)。

実際に対抗的買収提案を受けた際は、取締役会又は特別委員会は、当該買収提案の内容につき真摯に検討する必要があり、一般株主が受ける利益(買収対価)がより大きな買収提案があったにもかかわらず、他の提案の方が対象会社の企業価値の向上に資すると判断する場合(例えば、従業員など他のステークホルダーの取り分を減らして株主の取り分を増やすケースなど)は、その判断の合理性について十分な説明責任を果たすことが求められます。

加えて、競合する買収提案者に対する対象会社からの情報提供については、真摯な提案のためには合理的な情報提供が必要である一方で、競合他社等への情報流出・漏洩による経営への悪影響のおそれもあるため、買収提案の具体性・真摯性等に応じて、具体的な情報提供の程度を検討したり、段階的な開示とすることには合理性があるとされています。

(4) マジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定

マジョリティ・オブ・マイノリティ条件⁶を設定することは、M&A成立のために必要な一般株主の賛成数を増加する意味で取引条件の公正さを担保する上で有効性が高いですが、他方で、支配株主による従属会社の買収のように買収者の保有株式割合が高い場合にはM&Aに対する阻害要因となり得ると指摘されており、常にマジョリティ・オブ・マイノリティ条件を付するのではなく、当該M&Aの具体的状況を踏まえて取締役会又は特別委員会が要否を検討し、これを設定しない場合には特別委員会の実効性をより高めるなど、他の公正性担保措置を充実させることにより補うなどの対応をとることが望ましいと考えられます。

⁴ フェアネス・オピニオンの公正性担保措置としての有効性は、その発行者の信頼性により支えられているものであることから、独立性、中立性、専門性等の要素を満たした第三者評価機関が発行する場合は、公正性担保措置として積極的に評価すべきと考えられます。

⁵ 間接的なマーケット・チェックについては、例えば、M&Aの実施に際して、①公表後の期間を比較的長期間確保した上で、②対抗者が実際に出現した場合に、当該対抗者が対象会社との間で接触等を行うことを過度に制限するような内容の合意等を行わないといった対応を併せて行うことが考えられます。

⁶ M&Aの実施に際し、株主総会における賛否に関する議決権行使や公開買付けへの応募の有無により、当該M&Aの是非に関する株主の意思表示が行われる場合に、一般株主、すなわち買収者と重要な利害関係を共通にしない株主が有する株式の過半数の支持を得ることを取引の前提条件とし、かかる前提条件を予め公表することをいいます。

(5) 情報開示の充実

MBO や支配株主による従属会社の買収においては、買収者と一般株主の間に大きな情報の非対称性が存在するため、M&A の際に情報開示を充実させることは、一般株主が取引条件の妥当性等について判断する際の重要な判断材料を提供すること、取引条件の形成過程の透明性が向上することで一般株主等の目を意識した慎重な検討・交渉、算定が行われることが期待できることなどが指摘されています。従って、法令や金融商品取引所の適時開示規制による開示制度を遵守するにとどまらず、自主的に、公開買付届出書等や適時開示などを活用して、一般株主の適切な判断に資するための充実した情報を分かりやすく開示することが望ましいと考えられます。

具体的には、①対象会社の一般株主等が、特別委員会が有効にその機能を果たしたか否かを判断するための特別委員会に関する情報(例えば、委員の独立性・専門性等の適格性に関する情報、M&A 取引の是非・取引条件の妥当性・手続きの公正性についての特別委員会の判断の根拠・理由・答申書の内容に関する情報など)、②対象会社の一般株主等が株式価値算定内容やフェアネス・オピニオンの合理性・信頼性を検証することを可能にするための情報、③その他の重要な情報(例えば、M&A を実施するに至ったプロセス等に関する情報、対象会社と買収者との間で行われた取引条件等に関する協議・交渉の具体的な経緯に関する情報、他の買収方法や代替的な買収提案の検討の有無に関する情報など)について、特に充実した開示が期待されると指摘しています。

(6) 強圧性の排除

MBO や支配株主による従属会社の買収が公開買付けにより行われる場合、一般株主の適切な判断機会を確保するために、強圧性が生じないように配慮することが必要となります。具体的には、株主が公開買付けに反対した(応募しなかった)場合の取扱いにつき、①公開買付け後のスクイーズ・アウトに際して、反対株主の株式買取請求権/価格決定請求権が確保できるスキームとすること、②公開買付け後は、特段の事情が無い限り、公開買付価格と同一価格により、可及的速やかにスクイーズ・アウトを行うこと、またその旨を開示資料等において明らかにしておくことなどの、実務上の各対応を行うことが望ましいと考えられます。

4. 今後のスケジュール

本指針案については、現在、広く国内外の意見を求めるためにパブリックコメントに付されており(2019 年 5 月 14 日～同年 6 月 12 日)、これを踏まえて 6 月中をめどに指針の内容が確定され、公表されることが予定されています。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 弁護士法人

〒100-6015 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号 霞が関ビル

電話 : 03-5251-2600(代表)

Email: pwcjapan.legal@jp.pwclegal.com

www.pwc.com/jp/legal

- PwC ネットワークは、世界 90 力国に約 3,500 名の弁護士を擁しており、幅広いリーガルサービスを提供しています。PwC 弁護士法人も、グローバルネットワークを有効に活用した法務サービスを提供し、PwC Japan 全体のクライアントのニーズに応えていきます。
- PwC Japan は、PwC ネットワークの各法人が提供するコンサルティング、会計監査、および税務などの業務とともに、PwC 弁護士法人から、法務サービスを、企業の皆様に提供します。

パートナー

弁護士

茂木 諭

03-5251-2725

satoshi.mogi@pwc.com

本書は法的助言を目的とするものではなく、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。個別の案件については各案件の状況に応じて弁護士・税理士の助言を求めて頂く必要があります。また、本書における意見に亘る部分は筆者らの個人的見解であり、当弁護士法人の見解ではありません。

© 2019 PwC 弁護士法人 無断複写・転載を禁じます。

PwC とはメンバーファームである PwC 弁護士法人、または日本における PwC メンバーファームおよび(または)その指定子会社または PwC のネットワークを指しています。各メンバーファームおよび子会社は、別組織となっています。詳細は www.pwc.com/structure をご覧ください。